

# 準会員規程

## (目的)

第1条 当会定款第5条2号に基き、職格取得の予定者を準会員とし、当会の事業に協力して頂くことを目的とする。

## (準会員の資格)

第2条 当会の準会員になろうとする者は、下記要件の一つに該当する者が当会に対して準会員申込書を提出し、直近の常務会において承認を受けなければならない。

1. 当会の少授導取得試験（特別に中授導取得試験）において、実技の一つに合格点に達した者で、その者が準会員になることを求めたとき。
2. 当会の職格選考試験において、琴・三絃のいずれかが少授導、中授導の職格取得者と同等の能力を有すると、認められた者。

## (準会員の権利)

第3条 準会員は、当会の演奏会、講習会等各種行事に正会員と同等に参加でき、会誌の配付とその他情報を享受できるものとする。

ただし、総会の構成員でないので、総会への出席希望があるときは、当該総会議長の許可をうけなければならない。

## (準会員の義務)

第4条 準会員は、当会が定める会費を納入しなければならない。その年会費額は、会費規程による。

## (準会員の職格制)

第5条 準会員は、正会員と同じ職格を有しないが、琴・三絃のいずれかで優れた能力を有する者は、当会が次のように職格能力判定のうえ、中授導までの別途の職格を付与する。

1. 箏少授導、箏中授導
2. 三絃少授導、三絃中授導

尚、前記の職格を得た者は、当会がその邦楽器について他に教授できる資格を認める。

## (準会員の資格喪失等)

第6条 準会員は、定款第8条の所定の退会等事由により資格を喪失する。

尚、退会しようとする者は、退会届出により随時退会することができるが、退会日の年度分までの会費は納入するを要す。

## (準会員名簿)

第7条 当会は、準会員名簿を作成し、正会員と同様に定款第54条に基き備え置くものとする。

## (その他)

第8条 準会員に関する必要な事項は、理事会の議決により本規程のほか他の規程に定める。

## (付則)

本規定は、平成23年9月21日から施行する。

以 上